

自転車用ヘルメットの 購入費用の一部を補助します



令和5年4月1日から全ての自転車利用者は、自転車用ヘルメットの着用が努力義務となります

町内の自転車に係る交通事故による被害の軽減を図り、安全安心なまちづくりを推進するため、新たに自転車用ヘルメットを購入された方に対して、購入費用の一部を補助します。

【補助対象となる自転車用ヘルメット(ヘルメット)】

- 次の条件を全て満たすもの
 - ・ 令和5年4月1日以降に購入した新品のもの
※ 中学校指定の通学用ヘルメット又は改造その他の変更が加えられたものを除く。
 - ・ ヘルメットで次の安全認証に該当しているもの
 - ① SGマーク ② CEマーク ③ JCFマーク ④ GSマーク ⑤ CPSCマーク
 - ⑥ その他①～⑤のマークに類するものとして町長が認めるもの

【補助対象者】

- 町内に住所を有する個人
 - 町税等を滞納していない方
 - 同様の補助金を受給していない方
- ※ 補助対象者が未成年の場合は、その保護者等が上記の要件を満たす必要があります。

【補助金額】

ヘルメット購入費用に対して、一律**2,000円**を補助します。

ただし、ヘルメットの購入費用が2,000円未満の場合は、その額となります。

〈例1〉ヘルメット購入費用 5,000円 ⇒ 2,000円の補助

〈例2〉ヘルメット購入費用 1,500円 ⇒ 1,500円の補助

※ 補助金の交付は、使用者1人につきヘルメット1個かつ1回限りとします。

ただし、補助金の交付を受けてから3年経った場合は、新たな申請ができます。

【申請に必要な書類】

- 1 小豆島町自転車用ヘルメット購入費補助金
交付申請書兼請求書
 - 2 領収書等の写し(ヘルメットの価格、品名・品番、
数量、販売店名が記載されているもの)
 - 3 ヘルメットが安全認証の基準に適合していることを
確認できるもの(取扱説明書等)
 - 4 その他町長が必要と認める書類
- ※ 補助対象者が未成年の場合は、保護者等が申請してください。

【交付までの流れ】

申請者

ヘルメットの購入

申請書兼請求書の提出

小豆島町

審査

交付決定・補助金額確定通知

補助金の振込み